（弁理士法施行令の一部改正）

第六十六条　弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第九号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定」に改め、「又は同法による異議申立てに係る異議申立書」を削る。

第十一章　国土交通省関係

（水害予防組合職員賠償責任及身元保証令の一部改正）

第六十七条　水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ当該都道府県知事ハ行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及第三項並ニ第四十六条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ管理者ノ上級行政庁ト看做ス

（船舶安全法施行令の一部改正）

第六十八条　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第六十九条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条の四を第百四十七条の五とし、第百四十七条の三の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審査）

第百四十七条の四　法第九十四条第三項の口頭審査については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第七十条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表法第三十八条第一項、第六十三条第四項並びに第六十九条第一項及び第二項の項中「第三十八条第一項、」を削る。

（道路法施行令の一部改正）

第七十一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表第十三条第四項、第五十三条第二項、第九十六条第三項の項中「、第九十六条第三項」を削り、同表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項の項中「第九十六条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表に次のように加える。

第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長

第一条の七第二項の表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項の項中「第九十六条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第九十六条第三項の項を次のように改める。

第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長

第一条の七第三項の表第九十六条第二項の項を次のように改める。

第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村
	又は当該市町村の長	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長
	都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村

第三十九条第二項第五号中「第九十六条第二項前段又は第三項前段」を「第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第七十二条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第三条の二　法第二十条第四項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の八第四項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2　法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県都市計画審議会」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

3　法第六十九条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第六十九条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

4　法第七十一条の三第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第七十一条の三第九項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第七十三条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「第三十四条第一項前段又は第三項前段」を「第三十四条第一項若しくは第二項の規定による再審査請求又は同条第三項」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第七十四条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第